

発行所 株式会社FPシミュレーション 大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678
編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

遺言書の保管方法

Q : 自筆証書遺言を作成しましたが、その保管をどうしようと悩んでいます。どのように保管しておくのがよいのでしょうか。

A : 銀行の貸金庫や弁護士に依頼するのも一つの方法です。

【解説】

民法では、遺言書の保管に関する規定はなく、公の機関などが保管を引き受ける制度も採られていませんから、各自の責任で保管方法を工夫せざるを得ません。生前は発見されづらく、死後は確実に発見され、かつ、変造等が行われないうようにして遺言者の意思が確実に実現されることが必要です。

その保管方法としては、まず遺言書を作成していることを誰かに言うておく方法があります。ただ、知っている人が相続人の一人で自分に不利な内容を見て隠匿したり変造されれば困りますので、保管の場所を銀行の貸金庫にするなど、相続人の一部では勝手に取り出せないようにすることも必要です。

また、生前は遺言書の存在自体を伏せておきたい場合には、相続と関係のない第三者に依頼しておくことになります。友人、遺言執行者、菩提寺の住職などのほか、いずれ相続税の申告で関与を求めなければならないのであれば予め顧問の税理士、弁護士に依頼しておく方がよいかもしれません。

ちなみに、弁護士会では、遺言センターを設けて保管や登録ができるところもあり、弁護士が遺言者より先に死亡した場合には、連絡、後任の弁護士の紹介をしてくれます。

